



# 子ども・子育て会議だより



智頭町教育委員会事務局 平成26年11月

就学前の子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しいしくみ  
「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年度からスタートします。

新制度では、新たな給付制度の創設などにより、市町村が、基準を定めることとされています。

「第4回子ども・子育て会議」と「第5回子ども・子育て会議」では、新制度に係る基準について、協議しました。

【協議内容】

- 1) 智頭町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例について (第4回会議協議)
- 2) 智頭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について (第5回会議協議)
- 3) 智頭町特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (第5回会議協議)
- 4) 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について (第5回会議協議)
- 5) 保育の必要性の認定基準について (第5回会議協議)

事務局から、基準案に沿って説明を行い、国基準の内容が智頭町の現状に合っているのか、疑問点など出しあいながら協議を行いました。

## ● 1) 智頭町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例(案)について

- \* 会計処理や情報公開などの基準を満たし、給付対象施設・事業者として適格か「確認」を行うための基準であることの説明
- \* 基準案の用語の説明
- \* 基準案に沿った協議

《内容》

- 特定地域型保育事業に関して記述されている所があるが、その部分を除いて、特定教育・保育施設に関する部分のみとし制定する。
- 認定区分について
  - ・ 認定こども園 1・2・3号認定を受けた子どもが入園可
  - ・ 幼稚園 1号認定を受けた子どもが入園可
  - ・ 保育所 2・3号認定を受けた子どもが入園可
- 特定教育・保育施設における保護者への説明・同意は、特定教育・保育施設が行うこと。

○ 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止について、「正当な理由」とあるが、どのようなことか？

- ⇒ ※課内規則などで明確化
  - ① 利用定員に空きがない
  - ② 定員を上回る利用見込みがある場合 (公平な方法での選考)
  - ③ その他特別な理由
    - ・ 特別な支援が必要な子の状況と施設の受け入れ態勢・能力の関係
    - ・ 利用者負担の滞納の関係
    - ・ 通園区域外(町外)の関係 など

○ 特定教育・保育に関する評価を行う外部の者とはどのような立場の者か？

- ⇒ 現時点では保護者としている。公表の仕方が難しい。規則として細かく明確化する方向を決定する

○ 会計の区分はなされているのか？ ⇒ 保育園事務費として、区分している。

○ 記録の整備は、完結の日から5年間保存？ ⇒ 記録の重要性に応じて5年以上保存と考える。

○ 特例施設型給付費に関する基準では特別利用保育(1号認定子どもが保育園を利用する保育)を受ける就学前子どもに給付されるもの(利用定員を超えないもの)。

○ その他 認定こども園について

- ・ すべての子どもが利用できる。
- ・ 教育部分、保育部分という意識の分断にならないのか心配だ。(課長より)

・ 智頭町における子育てというものをどのように進めるのか、「認定こども園型」とするのか、あるいは現時的な物差しでの施設運営を図るのか、そういったとりまとめを方向付けとして今後さらに詰めていく場がこの会だと思う。

○ 利用者負担額は、今までのようなものか、それとも保育時間によって変わるのか？

- ⇒ 算定方法が、所得税額の算定から、所得割課税額の算定に変更になる変更点があり、保育標準時間と保育短時間の区分を分けた保育料とするのかはこれからの検討により決めていく

○ 1号認定を希望すれば、認定されるのか

- ⇒ ・ 1号認定が教育を受けれる認定ではなく、保育を必要としないという認定である。
- ・ 家庭の希望により、2号認定ではあるが1号認定の扱いにはできる。が、1号認定であるのに、2号認定を希望することはできない。
- ・ 智頭町では、認定の区分によっての教育・保育内容が変わるわけではない

○ 特例施設型給付費とは

- ・ 緊急時や地域に対応する施設がない場合など、本来であれば給付を支給できないものについて、例外的に市町村が必要と認める場合に給付される

※パブリックコメントを募集し、意見集約ののち9月議会に上程し、制定された。



## ● 2) 智頭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について

\*目的、現行基準と変更する部分などについて説明・協議

《内容》

- 現町基準では、“対象児童は1年生～3年生までとし、町長が必要と認めた児童”としているが、6年生まで受け入れているのが現状である。新基準では、“小学校に就学している児童”となり、智頭町の実情に合ったものとなること。
- 設備基準の中で、“面積は、児童1人につき1.65㎡以上でなければならない”とあるが、智頭放課後児童クラブも基準としては満たしている。遊びの場の確保は難しい現状がある。
- 職員は原則2人以上配置することとし、放課後児童支援員を2人に1人以上配置する。これは、研修を修了したものでなければならないとされる。
- 児童の集団規模は、1施設おおむね40人以下とするとあるが、智頭町の場合は経過措置として附則を設ける。
- 開所日数について、1年につき250日以上を原則とし、地域の実情を考慮することとあるが、昨年度・今年度とも240日程度の開所日数で土曜日開所も検討課題である。

## ● 3) 智頭町特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)について

\*「確認」を行うための基準であることの説明、事業の分類などの説明・協議

《内容》

- 事業の分類としては、
    - ・家庭的保育事業：利用定員1人以上5人以下(3号認定区分)
    - ・小規模保育事業：利用定員6人以上19人以下(3号認定区分)
    - ・事業所内保育事業：雇用する労働者の子ども(3号認定区分)
    - ・居宅内訪問型保育事業：利用定員1人(3号認定)
- 智頭町には、事業所内保育事業のほのぼの保育所があるので、確認申請に向けこれから協議していく。
- 家庭的保育と居宅訪問型保育の違いがよくわからない?  
⇒ ・家庭的保育とは、保育者の居宅等において保育を行う事業で、居宅訪問型保育は、保育を必要とする子どもの居宅において保育を行う事業。
  - 特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例と内容は同じである。

## ● 4) 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について

\*「認可」を行うための基準であることの説明、定める基準等の説明・協議

《内容》

- 事業について、
  - ①家庭的保育事業：保育者の居宅等において、5人以下の0歳～2歳児に保育を提供する事業

### ②小規模保育事業

利用者定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、0歳～2歳児に保育を提供する事業。

### ③事業所内保育事業

事業主が主として雇用する労働者の子どものほか、地域において保育を必要とする子ども(地域枠)にも保育を提供する。

### ④居宅訪問型保育事業

- 保育を必要とする子どもの居宅において、0歳～2歳児に保育を提供する
- 連携施設として、保育の修了後の連携としては、諏訪保育園にて確保ができる。
- 智頭病院に設置されている、事業所内保育事業について協議。
- ほのぼの保育所が「確認」されれば、地域枠として定員が設定される。定員がオーバーした場合入所させられないのか?  
⇒ ・地域枠としては、確保してもらうことになる。
- 施設給付が地域枠100%給付、従業員枠が84%給付と違いがあるが、個人負担に差は生じるのか?  
⇒ ・保育料は現在も智頭町の基準を使っている。多子軽減は、対応されない見込み。

## ● 5) 智頭町保育の必要性の認定基準(案)について

\*保育の必要性に係る事由、保育の必要量、支給認定の有効期間について説明・協議

- 就労に関する保育の必要性について、現行基準は、おおむね1日4時間月15日以上かつ1ヶ月以上継続して就業していることとしているが、新基準では、1月において、60時間以上就労していることとし、1日当たりの制約を廃止し、柔軟に対応する方向。
- 就労以外の事由に関する保育の必要性について、国基準に準ずる。
  - ・妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
  - ・疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
  - ・同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
  - ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
  - ・求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている
  - ・学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
  - ・職業訓練等を受けていること。
  - ・児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
  - ・配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。
- 保育の必要量について
  - ・保育標準時間：利用可能時間11時間…保護者の就労時間1月当たり120時間以上
  - ・保育短時間：利用可能時間8時間…保護者の就労時間1月当たり60時間以上120時間未満
- 就労以外の事由による場合の保育必要量の認定基準についても定める。





○支給認定の有効期間について

- ・ 1号認定の子ども…小学校に入学するまでの期間
- ・ 2号認定の子ども…小学校に入学するまでの期間又は保育が必要な期間のいずれか短い期間
- ・ 3号認定の子ども…満3歳の誕生日の前日までの期間又は保育が必要な期間のいずれか短い期間
- ・ 妊娠中又は出産後…出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
- ・ 求職活動……………90日間
- ・ 学校等に就学…………卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
- ・ 育児休業……………育児休業の期間等当該子ども及び保護者の状況並びに地域における保育利用の公平性を勘案して町長が認める期間。ただし、原則として育児休業の対象となる子どもの出産後1年を経過する日の属する月の末日までを限度とする。

○1月において60時間以上就労していることが条件というのは、父母の合計か？主たる扶養義務者のみか？

⇒ ・合計ではなく、保護者のどちらかが60時間以上であることを条件とする。

○保護者の就労状況により標準時間と認定されても、家に祖父母がいる等の理由により希望すれば短時間で認定してもらえるのか？

⇒ ・事実に基づいて市町村が判断する。(可能)

○農業での申請について…今は、田畑を所有していれば土地所有者の証明で保育に欠ける資料として提出することができる。そうすると核家族で土地がない家庭と不公平感が生じる。また、きょうだいで3歳以上児は定員に余裕があるため入園させられるが、未満児の場合が困る。

⇒ ・新入園の手続きの状況で検討していきたい。

●6) その他

○次回の子ども・子育て会議は、1月開催予定。事業計画について協議したい。

○各条例(案)については、11月7日(金)から11月21日(金)までの間、パブリックコメントを募集し、公表する。

○11月15日(土)に、子ども・子育て支援新制度の保護者説明会を開催する。

- ・ 1回目：午後1時から
- ・ 2回目：午後7時から

智頭町総合センター 3階 中会議室にて

\*託児も受け付けている。

○新年度利用手続きは、12月3日(水)と12月4日(木)の2日間で行う。

- ・ 午前10時から午後6時まで(役場 2階 第1会議室)

